

認定地域クラブ活動指導者登録制度

名寄市教育委員会

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、名寄市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年名寄市教育委員会告示第 号）第2条第2項に規定する指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」（以下、「認定指導者」という。）と呼ぶものとする。

3. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を認定指導者として登録する。

- (1) 名寄市教育委員会が指定する次のいずれかに該当する研修（以下、「研修」という。）を受講し、地域クラブ活動で指導するために必要な資質・能力を備えた者であること。
 - ① 名寄市又は名寄市教育委員会が行うもの
 - ② 一般財団法人Nスポーツコミッションなよろが行うもの
 - ③ 北海道又は国が行うもの
 - ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行うもの
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

4. 登録手続等

- (1) 認定指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、名寄市教育委員会に対して登録申請書及び誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 名寄市教育委員会は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定指導者としての登録を行うものとする。
- (3) 認定指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに名寄市教育委員会に報告するものとする。

5. 有効期間

登録の有効期間は、研修を受講した次の年度の年度末までとする。有効期間内に研修を受講した場合は、有効期間を延長できるものとする。

6. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任のもと、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、名寄市教育委員会等に報告すること。なお、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 名寄市教育委員会は、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、関係団体と連携し、適切に認定指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

7. 施行期日

本制度は令和8年4月1日から施行する。